

参考資料

流域治水プロジェクトの取組について

あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の概要と本県の取組状況

1. 背景

- 近年、全国で激甚な水害が頻発しており、さらに今後、気候変動による降雨量の増大が予測されるなど、気候変動による水災害リスクが増大している。
- このため、令和2年7月、国土交通省は「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」を公表し、「流域治水」への転換を推進する、との方針を示した。
- さらに国は、令和2年10月に関係省庁による「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」を設置し、令和3年7月30日、「流域治水推進行動計画」を策定した。

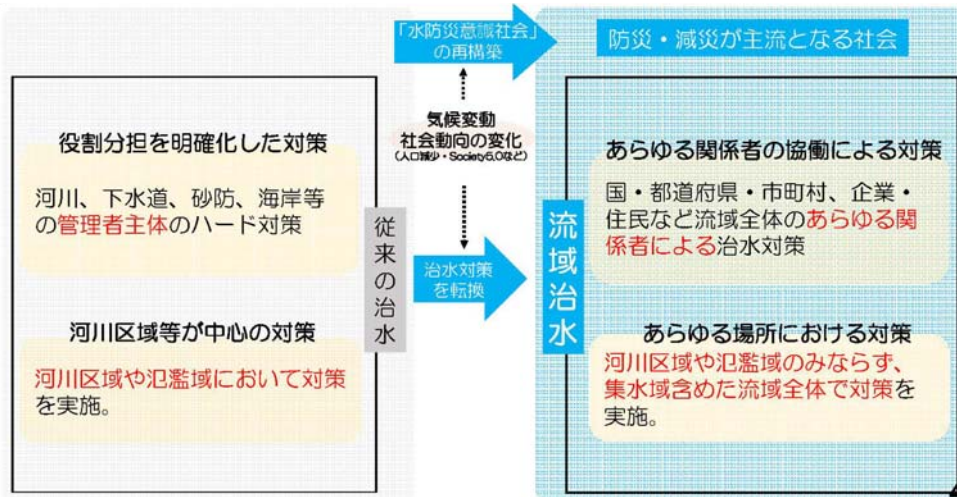


図. 流域治水への転換（国土交通省 HP より）

2. 流域治水の概要

- 流域治水とは、堤防の整備などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる河川に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方である。
- 地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で進める。



あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」のイメージ

流域治水推進行動計画	
(1) 気候変動の影響を踏まえた治水計画や設計基準類の見直し	
・河川整備基本方針、河川整備計画等の計画の見直し	
・気候変動予測モデルの高度化	
(2) 流域全体を俯瞰した総合的かつ多層的な対策	
①ハザードへの対応	・河川堤防、下水道による雨水貯留・排水施設、砂防関係、海岸保全施設の整備、治水ダム建設・再生
・利水ダムを含む既存ダムの洪水調節機能の強化	・流域の雨水貯留浸透機能の向上 ・戦略的な維持管理
②暴露への対応	・リスクの高い区域における土地利用・住まい方の工夫
・まちづくりや住まい方の工夫に必要な土地の水害リスク情報の充実	
③脆弱性への対応	・水災害リスク情報の充実・提供 ・避難体制の強化
・避難行動を促すための情報・伝え方 ・安全な避難先の確保	
・広域避難体制の構築 ・経済被害の軽減	
・金融・保険業界に対する水害の回避・被害軽減のための情報提供	
・関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化	
(3) 事前防災対策の加速	
・流域治水プロジェクト等による事前防災対策の加速化	
・防災まちづくりに取り組む地方公共団体を支援	
・農業水利施設の新技術の活用による防災	
(4) 防災・減災が主流となる社会に向けた仕組みづくり	
・防災・減災の日常化	
・規制手法や誘導的手法を用いた「流域治水」の推進	
・経済的インセンティブによる「流域治水」の推進	
・流域治水の調整を行う場の設置 ・グリーンインフラの活用	

図. 「流域治水」のイメージ（R3.7.30 策定 流域治水推進行動計画）

3. 取組の進め方

(1) 流域治水協議会の設置

各水系において国、県、市町村等の関係者による「流域治水協議会」を設置し、被害の防止・軽減に資する流域における対策を検討し、密接な連携体制を構築する。

(2) 「流域治水プロジェクト」の策定・公表

流域治水に取り組む実施主体や対象、内容、工程等を示した「流域治水プロジェクト」を策定、公表し、周知する。

4. 本県の取組状況（令和4年1月末現在）

(1) 流域治水協議会の設置及び流域治水プロジェクトの策定状況

- 本県においては、北上川水系及び馬淵川水系（一級水系）、久慈川水系、閉伊川水系、小本川水系、甲子川水系及び気仙川水系（二級水系）の7水系で流域治水協議会を設置し、「流域治水プロジェクト」を公表しているところ。



図. 岩手県内における流域治水協議会（令和4年1月末時点）

5. 今後の進め方

(1) 流域治水プロジェクトについて

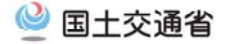
- ① プロジェクト策定済の水系における取組
 - ・ 策定した流域治水プロジェクトに基づき、流域の関係者と共にハード・ソフト一体となった事前防災対策を推進します。
 - ・ 各水系のプロジェクト内容を住民等へ周知するとともに、各地域で防災活動に取り組む団体等の流域治水協議会への参画を促進し、対策の更なる充実、協働体制の強化を図ります。
- ② 未策定水系における取組
 - ・ 小本川での宅地かさ上げや、高齢者利用施設と隣接する事業者による避難訓練等、先進的な取組事例を紹介し、流域治水の考え方の浸透を図ります。(別紙1)
 - ・ 防災まちづくりや住民一人ひとりの避難行動へ繋げるため、洪水浸水想定区域図の作成を進めます。

(2) 「大規模氾濫減災協議会」について

避難や水防対策については、引き続き、大規模氾濫減災協議会において「地域の取組方針」を作成し、これを「流域治水プロジェクト」に位置付けることで、取組を推進していきます。

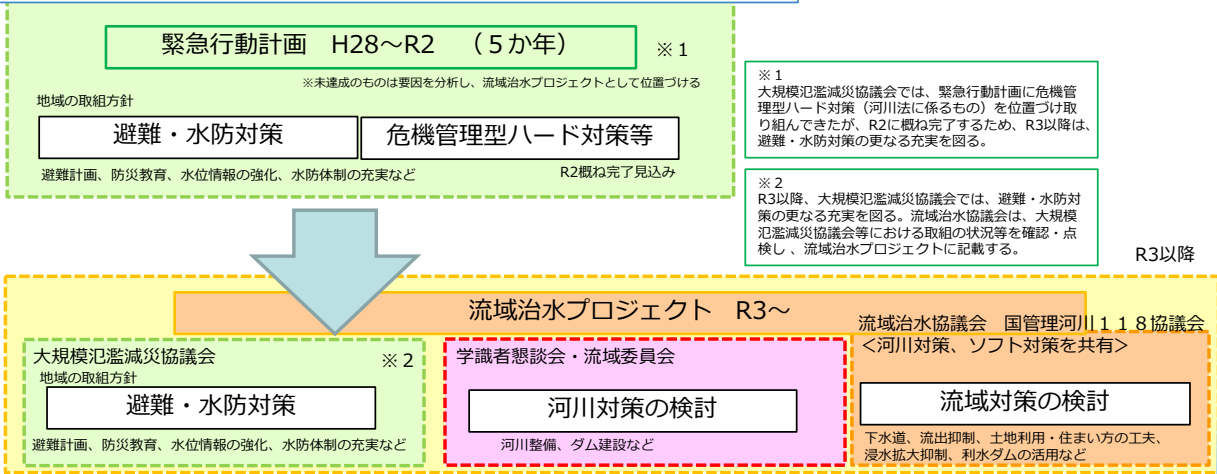
【参考1】大規模氾濫減災協議会と流域治水協議会について

「緊急行動計画」の今後の展開について



- 水防災意識社会の実現に向け、令和2年度を目標として、円滑かつ迅速な避難・被害軽減のための取り組み等について「緊急行動計画」として取りまとめ着実に推進してきた。このうち、危機管理型ハード対策については、令和2年度までにおおむね完了の見込みとなったところ。
- 緊急行動計画に含まれていた避難や水防対策については、引き続き、大規模氾濫減災協議会において「地域の取組方針」を作成するとともに、これを各河川で進められている「流域治水プロジェクト」に位置付けることで、あらゆる関係者との密接な連携体制のもと、防災・減災の取組を継続的に推進していく。

水防災意識社会の再構築（大規模氾濫減災協議会 国管理河川129協議会）



【参考2】R3. 3. 30 流域治水プロジェクト策定・公表時説明資料

流域治水プロジェクト ~一級水系(109水系)、二級水系(12水系)で策定・公表~

参考

- 「流域治水プロジェクト」は、国、流域自治体、企業等が協働し、河川整備に加え、市町村が実施する雨水貯留浸透施設整備や土地利用規制、利水ダムの事前放流等の治水対策の全体像を各水系で取りまとめたものであり、今般、全国109の一級水系、12の二級水系で策定・公表しました。
- 本プロジェクトのポイントは、① 様々な対策とその実施主体を見える化、② 対策のロードマップを示すとともに河川事業などの全体事業費(全一級水系で合計約17兆円規模)を明示、③ あらゆる関係者と協働する体制として協議会を設置したことです。
- 今後、本プロジェクトに基づきハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速化するとともに、対策の更なる充実や協働体制の強化を図ります。

※下水道事業、砂防事業

【ポイントその①】様々な対策とその実施主体を見える化

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 堤防整備、河道掘削、ダム建設・再生、砂防関係施設や雨水排水網の整備等

② 被害対象を減少させるための対策

- 土地利用規制・誘導、止水板設置、不動産業界と連携した水害リスク情報提供等

③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- マイ・タイムラインの活用、危機管理型水位計、監視カメラの設置・増設等

【ポイントその②】対策のロードマップを示して連携を推進

<ロードマップのイメージ>

区分	主な対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策	河道掘削	河川事務所、都道府県、市町村	→	→	→
	ため池等の活用	市町村	→	→	→
被害対象を減少させるための対策	浸水リスクの低いエリアへの居住誘導	市町村	→	→	→
	浸水防止板設置	市町村	→	→	→
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	公園を利用した高台整備	市町村	→	→	→
	地区タイムラインの作成	都道府県、市町村	→	→	→

【ポイントその③】あらゆる関係者と協働する体制として協議会を設置

流域治水協議会開催の様子

- ・ 全国109の一級水系全てにおいて、総勢2000を超える、国、都道府県、市町村、民間企業等の機関が参画し、協議会を実施。
- ・ 地方整備局に加え、地方農政局や森林管理局、地方気象台が協議会の構成員として参画するなど、省庁横断的な取組として推進